

## Financial services tax alert

ファイナンシャル サービス ニュース

# 平成22年度税制改正 振替社債等及び民間国外債の利子に係る 非課税措置制度 特殊関係者リストの提出に関する留意点

## Contents

1. 制度の趣旨
2. 手続きの概要
  - (1) 提出時期
  - (2) 記載内容
  - (3) 特殊関係者の範囲
3. 実務上の留意点
  - (1) 提出の頻度
  - (2) 特殊関係者に異動があった場合
  - (3) 振替社債等の社債権者の把握

平成22年度税制改正により、非居住者等が受領する振替社債等及び民間国外債の利子等について、我が国における非課税措置が講じられていますが、この措置の適用により源泉徴収を行わないこととなる社債発行者は、自らの特殊関係者のリストを税務当局に提出することとされています。このリストの提出については、すでに準備を進めている企業も多いと思われますが、新しい制度であるため、本号では、その概要の紹介や実務上の留意点の整理を行ないます。

## 1. 制度の趣旨

振替社債等及び民間国外債の利子等に係る非課税制度は、非居住者又は外国法人による我が国の債券市場への投資を促進し、我が国の企業の資金調達の円滑化を図るために導入されています。しかしながら、利子等の受領者において非課税とされる一方で、社債発行者側では当該利子等が損金の額に算入されることから、租税回避の手段として利用されることも懸念されています。そこで、特に租税回避の可能性が高いとされる特殊関係者への利子等の支払いは非課税制度の対象外とされており、これを受けて社債発行者に係る特殊関係者の名称等を税務当局に対して提出することが求められています。

## 2. 手続きの概要

### (1) 提出時期

振替社債等又は民間国外債の社債発行者は、これらに関する利子等の非課税制度(措法5の3、6)の適用により、利子の支払い時に源泉徴収しなかった場合には、当該利子の計算期間の初日(民間国外債の場合には、利子の支払日)を含む事業年度開始の時における当該社債発行者の特殊関係者である非居住者又は外国法人につき、一定の事項を記載したリスト(以下、「本リスト」といいます。)を、当該利子の支払いの日以後2月以内に所轄税務署長に提出することとされています(措令3の2<sup>⑯</sup>、3の2の2<sup>⑯</sup>)。

なお、振替社債等については、平成22年6月1日以後に計算期間が開始する利子から、民間国外債については、平成22年4月1日以後に発行されるものから新たな非課税制度の対象となります(平成22年改正法附則47①、48②)。したがって、例えば、6月に開始する計算期間(1か月)の場合、7月中に利払いが生じ、早ければ9月中に提出期限が到来することとなるため、早急に準備を進める必要があるものと思われます。

### (2) 記載内容

本リストには、以下①～⑥の内容を記載することとされています(措法5の3⑥、措法6⑫、措規3の19⑩、3の20⑯)。なお、社債を保有しているか否かにかかわらず、すべての特殊関係者を記載することとされているため注意が必要となります。

- ① 社債発行者の名称及び納税地
- ② 社債発行者の事業年度開始の年月日
- ③ 特殊関係者(非居住者又は外国法人に限る。以下同じ。)の氏名又は名称
- ④ 特殊関係者の国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
- ⑤ 特殊関係者に該当する事情(事業年度開始の時において特殊関係者に該当する者がない場合にはその旨)
- ⑥ その他参考となるべき事項

### (3) 特殊関係者の範囲

社債権者が特殊関係者に該当する場合とは、(i)社債発行者との間に直接又は間接に支配する関係がある場合及び(ii)同一の者により直接又は間接に支配される関係がある場合とされています(措令3の2②、3の2の2⑤)。

また、「直接又は間接に支配」する関係とは、社債発行者と社債権者との間に、一方の者から見て他方の者が次に掲げる法人に該当する関係がある場合における当該関係をいうこととされています(措令3の2③、3の2の2⑥)。つまり、直系の場合には「ひ孫」の関係までが含まれることになります。

- ① 当該一方の者が法人を支配している場合における当該法人
- ② ①に掲げる法人又は当該一方の者及び①に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人
- ③ ②に掲げる法人又は当該一方の者及び①、②に掲げる法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

なお、「支配している」の判断については、法人税法施行令4条3項が準用されているため、株式の総数又は出資の総額の50%超、又は事業の譲渡等一定の重要事項の決議に係る議決権の50%超を有するか否かで行うことになります。

### 3. 実務上の留意点

#### (1) 提出の頻度

本リストは、振替社債等と民間国外債に共通するものであり、各事業年度につき1回提出すれば足りることとされています（措令3の2<sup>17</sup>、3の2の2<sup>34</sup>）。

#### (2) 特殊関係者に異動があった場合

特殊関係者に該当するか否かは、利子の計算期間ごとに、当該計算期間の初日を含む事業年度開始の時の現況により判定されるため（措令3の2<sup>5</sup>）。民間国外債の場合には利払日を含む事業年度開始の時により判定（措令3の2の2<sup>15</sup>）、当該事業年度中に特殊関係者に関して異動があった場合であっても、本リストの再提出は要しないことになります。利払いの都度、社債権者が特殊関係者に該当するか否かを判定して源泉徴収の有無を変更することは実務上困難を伴うため、事務手続きの簡素化を考慮して、このような取扱いがされることになりました。

#### (3) 振替社債等の社債権者の把握

振替社債等は流動性が高いことが想定され、発行時には非居住者又は外国法人により保有されなかつた場合であっても、流通の過程で保有されることが想定されます。社債を発行する法人は、誰が社債権者であるかを把握し、適切に対応することが求められています。また、海外現地法人が社債権者となるケースは多くないと推測されるものの、当該海外現地法人が特殊関係者に該当する場合には、利子につき源泉徴収を要することにも留意する必要があります。

当ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

## Contact

### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

#### BTS, ファイナンシャル サービス グループ

谷本 真一	パートナー	+81 3 3506 2843	shinichi.tanimoto@jp.ey.com
蝦名 和博	パートナー	+81 3 3506 2463	kazuhiro.ebina@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com

ファイナンシャル サービス グループでは、国際的に展開する国内系及び外資系の金融機関のニーズに対応するため、金融商品の開発、金融資産、および不動産等に対する投資案件について、幅広い税務アドバイスを行っています。

アーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを活かし、国内のみならず国外での取扱いにも対応しています。また、銀行・証券・保険・投資顧問・投資ファンド等の金融機関に対して、それぞれの業種に特有の問題を中心に、総合的な税務サービスを提供しています。

Ernst & Young

#### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュラランス、税務、トランザクション・アドバイザリー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の14万4千人の構成員が、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバー・ファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

#### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2010 Ernst & Young Shinnihon Tax.  
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20100818-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。